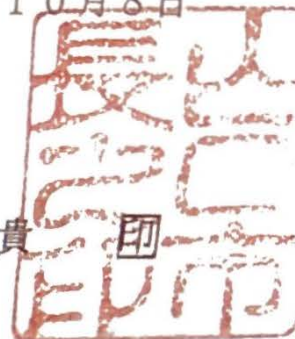


スマ第11号

令和6年10月8日

松林 俊治 様

山口市長 伊藤 和貴 印



令和6年9月25日に公開の請求のありました情報について、下記のとおり公開しないことに決定したので、山口市情報公開条例第10条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

情報の件名	試験場跡地整備基本計画に関するR6年度の市内部の会議録
情報を公開しない理由	山口県農業試験場跡地整備基本計画は、現在、県・市において策定を進めている途中であり、それに係る市内部の会議録は、公にすることにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるほか、開示することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある。このことから、山口市情報公開条例第5条第6号に規定する、市内部における協議、検討等の意思形成過程で作成した情報で、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあるものに該当するため。
公開が可能となる時期	
担当課	スマートシティ推進室 電話：083-934-2728
備考	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において山口市を代表する者は、山口市長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

公文書不開示決定通知書

令6未来のまち第11号
令和6年(2024年)9月17日

松林 俊治 様

山口県知事 村岡 嗣 政

2024年8月9日付け(令和6年8月9日受付)で請求のありました公文書の開示に、
については、山口県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下
記のとおり開示をしないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代
表者となります。)提起することができます。

記

開示請求のあった 公文書の名称 又は内容	「山口県農業試験場跡地利用基本計画策定支援等業務及び民間活力導入可能性調査業務」の成果品
開示をしない理由	■ 条例第7条第5号の不開示情報に該当 □ 条例第10条に該当(公文書の存否応答拒否) □ 開示請求に係る公文書を保有していない(公文書の不存在) □ その他 () (理由) 基本計画の策定や跡地の利活用を行う事業者の選定を実施していない中で成果品が公にされれば、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
担当課名等	総合企画部やまぐち未来のまち開発室 電話番号(083)933-2430 内線2430